

国立大学法人九州大学宿舎規程実施細則

平成16年度九大細則第41号
施行：平成17年4月1日
最終改正：令和6年3月26日
(令和5年度九大細則第11号)

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人九州大学宿舎規程（平成16年度九大会規第11号。以下「宿舎規程」という。）第20条の規定に基づき、宿舎規程の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(無料宿舎の貸与基準)

第2条 宿舎規程第9条に規定する無料宿舎及び当該宿舎の貸与を受けることができる者は、別表第1のとおりとする。

(宿舎の規格)

第3条 宿舎の規格は、別表第2-1及び別表第2-2のとおりとする。

(貸与基準)

第4条 宿舎を貸与する場合には、原則として、別表第3に掲げる各基本給表の等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規格の宿舎を貸与するものとする。

2 前項の規定により規格c以下又はb以下の宿舎が貸与される職員で、扶養義務のある同居者を3人以上有する者については、前項の規定にかかわらず、それぞれ一規格上位の宿舎を貸与することができる。

3 総長は、宿舎の有効な利用を図るため必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、規格b以下の宿舎が貸与される職員に対し、規格cの宿舎を貸与することができる。

(宿舎の使用料等)

第5条 宿舎規程第14条第1項に規定する有料宿舎及び当該宿舎に係る自動車の保管場所の使用料は、それぞれ別表第4及び別表第5のとおりとする。

2 前項に定める使用料の算定方法については、別に定める。

3 前2項の規定にかかわらず、国又は他の国立大学法人等から借用している宿舎については、国又は当該国立大学法人等が定める使用料によるものとする。

(貸与の申請及び承認)

第6条 役員・職員のうち、宿舎又は自動車の保管場所の貸与を希望する者は、所定の宿舎貸与申請書又は宿舎（自動車の保管場所）貸与申請書により、総長に申請しなければならない。

2 総長は、前項の申請内容が適当と認めるときは、これを承認し、宿舎貸与承認書又は宿舎（自動車の保管場所）貸与承認書を交付するものとする。

3 宿舎規程第17条第1項第6号に規定する明渡し期限を迎える者が、引き続き、現に貸与を受けている宿舎及び自動車の保管場所（以下「宿舎等」という。）の貸与を希望する場合は、改めて第1項の規定に基づき申請することができる。ただし、当該申請をできる者は、入居日から明渡し期限までの全ての期間、現に貸与を受けている宿舎に居住する者に限り、かつ、当該申請は1回に限るものとする。

(同居の申請及び承認)

第7条 被貸与者は、当該宿舎に主としてその収入により生計を維持する者以外の者を臨時に同居させたいときは、所定の宿舎同居申請書により、総長に申請しなければならない。

2 総長は、前項の申請内容が、宿舎の設置目的に反せず、かつ、やむをえないと認めるときは、これを承認し、宿舎同居承認書を交付するものとする。

(宿舎の入替)

第8条 被貸与者のうち、他の宿舎への入替を希望する者は、所定の宿舎（入替）希望調書を提出するものとする。

(入居期限)

第9条 宿舍の貸与の承認を受けた者は、宿舍貸与承認書に記された入居日から10日以内に当該宿舍に入居しなければならない。

2 前項の入居期限の延期を希望するときは、所定の宿舍入居期限延期申請書により、総長に申請しなければならない。

3 総長は、前項の申請理由がやむをえないと認めるときは、これを承認し、宿舍入居期限延期承認書を交付するものとする。

4 総長は、宿舍の貸与の承認を受けた者が、入居期限までに入居しないときは、当該承認を取り消すことができる。

(模様替等の工事の承認)

第10条 被貸与者は、当該宿舍について自己の負担において模様替えその他の工事を行いたいときは、所定の宿舍模様替等申請書により、総長に申請しなければならない。

2 総長は、前項の申請内容が当該宿舍の維持及び管理に支障を及ぼさない場合に限り、次の各号に掲げる条件のいずれかを付して、これを承認し、宿舍模様替等承認書を交付するものとする。

(1) 宿舍明け渡しのとしまでに原状に回復すること

(2) 工事の目的物を本学に寄附すること

3 総長は、前項第2号の条件を付した場合において、被貸与者が宿舍を明け渡す際に、当該工事の目的物が正常に維持されておらず、当該宿舍の資産価値の向上が認められないと判断したときは、当該宿舍を原状に回復させるものとする。

(被貸与者の義務違反に対する措置)

第11条 総長は、被貸与者が宿舍規程第15条に規定する義務を履行しないため、当該宿舍の維持及び管理に重大な支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、期限を付して、速やかにその履行を要求するものとする。

(宿舍修繕の範囲)

第12条 被貸与者の負担により原状回復又は修繕する場合の基準は、別表第6のとおりとする。

(明渡し)

第13条 被貸与者は、当該宿舍を明け渡したときは、速やかに所定の宿舍明渡届により、総長に届出なければならない。

2 被貸与者は、宿舍規程第17条第1項本文の規定により宿舍等を明け渡す場合において、明け渡すべき日までに当該宿舍等を明け渡すことができないときは、所定の宿舍及び自動車の保管場所明渡猶予申請書により、総長に申請しなければならない。

3 総長は、前項の申請理由がやむをえないと認めるときは、これを承認し、宿舍及び自動車の保管場所明渡猶予承認書を交付するものとする。

4 宿舍規程第17条第1項第6号に規定する明渡しの期限については、福岡市及び別府市に所在する有料宿舍に設けるものとし、入居日から5年とする。

(明渡しのための措置)

第14条 総長は、宿舍等を明け渡さなければならない者が、明け渡すべき日までに当該宿舍等を明け渡さないときは、速やかに明け渡しを求める訴えの提起その他必要な措置を講じるものとする。

(宿舍を明け渡さない場合の損害賠償金の軽減申請及び承認等)

第15条 宿舍規程第17条第3項に規定する損害賠償金の額は、明け渡し期日の翌日から明け渡した日までの期間に応じる当該宿舍等の使用料(無料宿舍の場合は、当該宿舍を有料宿舍とみなして計算する。)の3倍(被貸与者が、公庫、公団その他特別の法律により設立された法人若しくは国に出向するため退職した場合その他の場合でその金額を軽減することがやむをえないものとして総長が認める場合には、その認める期間に限り1.1倍)に相当する金額とする。

2 前項に規定する損害賠償金の額の軽減を希望する者は、所定の宿舍損害賠償金軽減申請書により、総長に申請しなければならない。

3 総長は、前項の申請理由がやむをえないと認めるときは、これを承認し、宿舍損害賠償金軽減承認書を交付するものとする。

(自動車の車名等の変更)

第16条 自動車の保管場所の貸与を受けている者は、当該自動車の車名・型式・登録番号等に変更が生じた場合は、速やかに所定の宿舍(自動車の保管場所)貸与申請変更届出書により、総長に届出なければならない。

2 自動車の保管場所の貸与を受けている者は、当該自動車の保管場所を変更する場合は、速やかに所定の自動車の保管場所変更届出書により、総長に届出なければならない。

(宿舍の長期不在)

第17条 被貸与者は、宿舍を1月以上にわたり不在にする場合は、所定の宿舍長期不在申請書に誓約書及び長期不在がわかる書類を添付して、総長に申請しなければならない。

2 被貸与者は、前項の誓約書において、不在にする期間中の当該宿舍の管理を委託する者(以下「宿舍管理受託人」という。)を指定して、当該宿舍の管理を約さなければならない。

3 総長は、第1項の申請理由がやむをえないと認めるときは、1年の範囲内においてこれを承認し、長期不在承認書を交付するものとする。

4 宿舍管理受託人は、毎月、当該宿舍の管理人の立会のもと、当該宿舍について点検を行い、所定の不在宿舍確認書により、その確認を受けなければならない。

(その他)

第18条 宿舍規程第8条に規定する借受の方法により設置する宿舍については、第4条、第5条第1項及び第2項、第6条第3項並びに第13条第4項の規定は適用せず、必要な事項は総長が別に定めることができる。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年度九大細則第25号)

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年度九大細則第18号)

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年度九大細則第1号)

この細則は、平成19年6月1日から施行する。

附 則 (平成19年度九大細則第9号)

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年度九大細則第20号)

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年度九大細則第25号)

この細則は、平成22年3月9日から施行する。

附 則 (平成21年度九大細則第26号)

この細則は、平成22年3月14日から施行する。

附 則 (平成21年度九大細則第28号)

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大細則第19号)

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年度九大細則第16号)

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年度九大細則第25号)

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年度九大細則第24号)

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年度九大細則第31号)

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大細則第15号）

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大細則第15号）

この細則は、平成29年4月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。ただし、この規程による改正後の国立大学法人九州大学宿舎規程実施細則第13条第4項の規定は、施行日以降に入居する者（施行日の前日までに入居し、本学の要請により施行日以降に別の宿舎に入替になった者を除く。）から適用する。

附 則（平成29年度九大細則第19号）

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大細則第13号）

この細則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大細則第44号）

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大細則第6号）

この細則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大細則第15号）

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大細則第18号）

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大細則第17号）

この細則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大細則第27号）

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年度九大細則第17号）

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年度九大細則第11号）

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 2 条関係)

宿 舎 名	戸 番	(戸) 戸 数	貸与を受けることができる者
宮崎演習林宿舎	全戸	6	宮崎演習林に勤務する職員のうち、総長が貸与を承認した者
天草臨海実験所宿舎	11号	1	天草臨海実験所に勤務する教員のうち、総長が貸与を承認した者
病院宿舎C棟	全戸	69	病院に勤務する看護師、助産師又は保健師のうち、総長が貸与を承認した者
別府病院宿舎	全戸	23	別府病院に勤務する教員、医療技術職員(診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士に限る。)、看護師、助産師、保健師又は医員のうち、総長が貸与を承認した者

別表第 2-1 (第 3 条関係)

構 造	名 称
木造	W
組積造	B
鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨構造	RC

別表第 2-2 (第 3 条関係)

延 べ 面 積	規 格
25平方メートル未満	a
25平方メートル以上55平方メートル未満	b
55平方メートル70平方メートル未満	c
70平方メートル80平方メートル未満	d
80平方メートル以上	e

(備考)

- (1) 北海道演習林宿舎については、本表の左欄に掲げる延べ面積(当該宿舎のうち家屋又は家屋の部分の延べ面積をいう。以下同じ)に7平方メートルを加算した面積に対する規格とする。
- (2) 独立した専用物置等を設置する宿舎については、本表の左欄に掲げる延べ面積に当該専用物置等の面積を加算した面積に対する規格とする。

別表第3（第4条関係）

基本給表							規格
一般職（一）	一般職（二）	特定業務 専門職	教育職	医療職（一）	医療職（二）	指定職	
9級～10級		7級	5級5号以上	8級		すべての号	e以下
6級～8級		4級～6級	4級9号～ 5級4号	7級	7級		d以下
3級～5級	4級～5級	2級～3級	2級25号～ 4級8号	3級5号～6級	3級5号～6級		c以下
2級以下	3級以下	1級	2級24号以 下	3級4号以下	3級4号以下		b以下

別表第4（第5条関係）

(単位：円/月)

宿 舎 名	構造・ 規格	宿 舎 料	備 考
多々良住宅	RC-c	17,528	
鳥飼住宅	RC-c	20,345	
姪浜住宅	3号棟	24,384	
	4号棟		
	5号棟	24,003	
	6号棟	28,736	
	7号棟		
	8号棟		
	9号棟	26,560	
田島宿舎	RC-b	12,000	
生の松原宿舎	1号棟	19,719	
	2号棟		
水産実験所宿舎	B-c	7,424	
天草臨海実験所宿舎	1棟(1-11)	12,544	
	1棟(1-12,21,22)		
人吉試験地宿舎	W-c	3,329	
宮崎演習林宿舎	RC-b,c		
病院宿舎	C棟	9,412	
	B棟 (101,201,301)		
	B棟(上記以外)		
別府病院宿舎	RC-a	3,696	別表1に定める無料宿舎の貸与を受けることができる者以外に貸与する場合
西新宿舎	RC-c	29,008	

北海道演習林宿舎	A棟	RC-b	9,786	
	A棟	RC-c	20,945	
	B棟	RC-b	13,747	

別表第5（第5条関係）

自動車の保管場所	使用料（円／月）
福岡市に所在する宿舎	6,700
別府市に所在する宿舎	3,337
福岡市及び別府市を除く地域に所在する宿舎	2,525
立体駐車場（姪浜住宅 立1～立20）	9,850
立体駐車場（姪浜住宅 立21～立45）	7,600

別表第6（第12条関係）

宿舎退去措置（原状回復）実施基準

区分	細目・仕上げ	損傷・汚損等の状態	原状回復の範囲
1 壁	塗装仕上げ	○落書き、手あか、タバコのヤニ、油等による汚れ、カビ	○損傷等している場合は、原則として一面全部を塗装替え又は貼替えて下さい。（損傷部分があるときは、その部分を補修のうえ塗装替え又は貼替えて下さい。）
	ビニールクロス又は紙張り		○ただし、外観上、損傷等を判別できない程度に仕上がっている場合には、損傷等部分についてのみの塗装又は貼替えでも可とする。 なお、塗装資材は次による。 居室・・・水性の艶なし（AEP） 玄関・便所・浴室・台所・・・水性の艶あり（GP）
	プリント合板	○ストーブ、湯沸器、電気器具等の使用によるススケ等の汚れ ○器物等の衝突等による損傷等 ○居住中に従前と著しく異なる塗装又は仕上げ材を施したものの	○塗装替え又は貼替えの必要性は管理人の指示に従って下さい。 ○入居者が居住中に特殊な仕上げ材を施したものの又は特異な色に変えてある場合は、従来又は類似の仕上げ材又は色に回復して下さい。 ○油等の汚れは完全に拭取り原状に回復して下さい。
		○日焼けによる変色、褪色	○修繕の対象としない
		○長押等のくぎ穴	○目立つものは詰め物を詰めて下さい。
		○スイッチ、コンセント回りの手あか等による汚損	○汚損部分を清掃して下さい。
		○コンロ回りの油等による汚損	○油等による汚れは完全に拭取り原状に回復して下さい。
2 天井	塗装仕上げ	○スス・汚れ	○拭払って下さい。
	プリント合板	○スス・汚れ	○洗剤等で清掃して下さい。
	ひる石 (砂状吹付け)	○スス・汚れ ○損傷、並びに清掃しても除去できない汚損	○掃払って下さい。 ○補修して下さい。
3 襖 障子	○落書き、手垢、タバコのヤニ、油等による汚れ ○器物等による傷及び穴あき	○襖は原則として1組単位、障子は1枚単位で他の襖・障子と同一又は類似の色柄のものによって貼替えて下さい。（類似の色柄は事前に管理人の確認を得ること。） ただし、襖については、1組のうち損傷が現認できない部分（枚数）については、外観上特に違和感がない場合、張替えしなくてもよい。	
	○化粧縁、ベニヤ、中骨の破損（ただし、被貸与者の責に帰すべき事由がある場合に限る。）	○化粧縁、中骨等が破損している場合には、入居者の責に帰すべき事由があるときに限り、その部分を取替えて下さい。	

4 畳		<p>○落書き、油・墨等による汚れ、たばこの火等によるこげ跡</p> <p>○家具の移動、器物等による傷及び穴あき</p> <p>○家具跡の著しい凹み（特に重量物を置いたため、畳床の取替えを要するような損傷等を生じたものに限る。）</p> <p>○入居者の責に帰すべき事由による漏水、雨水吹込み等のため、畳が著しく劣化又は腐食しているもの。</p>	<p>○畳の修繕は1枚単位とする。</p> <p>○焼け焦げ・・・張替えて下さい。</p> <p>○破れ・・・〃</p> <p>○摩擦による畳・表のささくれ・・・裏返しが可能であれば裏返し、それ以外は張替えて下さい。</p> <p>○汚損・・・洗剤等で清掃しても取れない場合は裏返し又は張替えて下さい。</p> <p>○日焼け・・・そのままよい。</p> <p>○家財跡の著しい凹みは畳を取替えて下さい。</p> <p>○劣化又は腐食部分の畳は取替えて下さい。</p>
5 床板 Pタイル	<ul style="list-style-type: none"> ・ベニヤフロア ・Pタイル張り ・長尺塩ビシート ・タイル張り 	<p>○落書き、油等による汚れ</p> <p>○家具の移動、器物等による傷及び穴あき</p> <p>○たばこの火等によるこげ跡</p> <p>○ジュウタン等敷物の取除き跡の床表面の剥がれ</p> <p>○入居者の不注意による漏水等のため、腐食しているもの</p>	<p>○損傷・・・入居者の責に帰すべき事由により生じた場合（特に重量物を落として床板を損傷した場合等）は原状回復を行って下さい。</p> <p>○汚損・・・洗剤等で清掃（ワックス掛け）して下さい。</p> <p>○Pタイルの剥がれ・・・接着剤で張り直して下さい。</p>
6 建具一般	<ul style="list-style-type: none"> ・各種戸、扉及び窓（下駄箱）（吊戸棚）（流し台）等の戸、扉を含む 	<p>○落書き、油等による汚れ</p> <p>○器物等の衝突等による傷及び穴あき</p> <p>○戸、扉、窓等の各種部品及び取付け具の故障、破損又は滅失</p> <p>○セロテープ等の剥がれ跡</p>	<p>○各種戸、扉等建具類に損傷等がある場合は、清掃又は塗装若しくは補修を行って下さい。</p> <p>なお、入居者の責に帰すべき事由がある場合において、補修等では損傷等の原状回復等ができないときには、その部分の化粧合板等を張替えて下さい。</p> <p>○レール、戸車、引手、ドアストッパーその他各種部品及び取付け具の滅失したものがあつた場合は当該部品の補充を行って下さい。</p>
7 その他		<p>○鍵の紛失</p> <p>鍵：錠を開閉するための器具</p> <p>錠：鍵によって開閉される締め具</p> <p>補助錠：主たる錠以外のセカンド錠</p> <p>○ドアクローザー</p>	<p>○入居の際に貸与した鍵を紛失、折損等した場合には、鍵の取替え（シリンダー錠の場合は、シリンダーの取替え）を行って下さい。</p> <p>なお、模様替え承認によるシリンダー錠を取替えた場合には、鍵の紛失がない限り更なる取替えは不要である。また、補助錠についても、鍵全部と共に存置させても差し支えない。</p> <p>○取替えを除く。</p>
		<p>○ガラス破損</p> <p>○各種水栓の水漏れ</p> <p>○各種スイッチ、プレート、コンセント、ローゼットの作動不良</p> <p>○照明器具</p> <p>○台所換気扇の著しい汚損</p>	<p>○破損の大小にかかわらずなく入替えて下さい。</p> <p>○パッキンを取替えて下さい。</p> <p>○補修又は取替えを行って下さい。</p> <p>○居室（和・洋室）以外の照明器具（直付け）はすべて補修して下さい。</p> <p>○取替えて下さい。</p>

	○流し台のワントラップの破損	○ワントラップ本体の取替えについては、原状回復の対象としない。
	○洗濯機防水パンの亀裂	○取替えて下さい。
	○便器・ロータンク洗面器の亀裂	○取替えて下さい。
	○給・排水管のサビ	○サビ部分をケレンのうえ、給・排水管 1 本を塗装して下さい。
	○カーテンレールの破損	○取替えて下さい。
	○本学が設置した網戸の破損	○張替え又は取替えて下さい。
	○建具の開閉不良	○建具の調整及び戸車を取替えて下さい。
	○浴室すのこ・蓋	○汚損したものは、取替えて下さい。

入居者の負担により修繕又は取替えていただく範囲基準（軽微修繕）

専 用 部 分	
区 分	修 繕 等 の 内 容
共 通	1. 襖（戸襖を含む。）障子の張替え（襖は原則として一組単位、障子一枚単位とする。） 2. 畳表の裏返し及び取替え（一枚単位とする。） 3. 壁、天井の塗替え、壁クロスの張替え、（原則一面単位とする。パテ埋め等の下地処理を含む。塗装被膜のひび割れ、浮き、剥離並びに結露、通風不足によるカビ等） 4. 本学が設置した網戸の網、その他建具附属器具類（把手、引手、鍵、蝶番、戸車）の補修及び取替え 5. ガラスの入替え及びパテ（ゴムパテを含む。）の詰替え 6. 床の補修
玄 関 ホ ール	1. ドア・クローザー、錠の補修及び調整 （ただし、玄関のシリンダー錠及びドア・クローザーの取替えを除く） 2. 吊戸棚、物置、下駄箱（戸、蝶番、把手、棚板、マグネットキャッチ、ローラーキャッチ）の補修及び取替え 3. 傘立、室名札、帽子掛、郵便受、レバーストッパー、カーテンレール、の補修及び取替え
台 所	1. 流し台、コンロ台、吊戸棚、水切棚、防虫網、食器棚の補修 2. 水道蛇口（混合水栓を除く。）パッキン、流し台のワントラップのワン、排水目皿、ガスコック、換気扇（ダクトのあるものは除く。）、カーテンレールの補修及び取替え
浴 室 洗 面 所	1. 洗面化粧台（洗面器を含む）、トラップ、化粧箱、化粧鏡、洗濯機防水パン、換気扇（ダクトのあるものは除く。）の補修 2. 給湯器、風呂釜の補修及び部品の取替え（ただし、専門業者による施工を要するバーナー、熱交換器、その他基幹部品の取替えを除く。）。 3. 浴槽の補修及び附属品（栓及びクサリ、蓋、循環パイプ、パッキン）の取替え 4. すのこ、排水トラップのワン、排水目皿、シャワーヘッド、ガスコック、排筒附属部品、水道蛇口、タオル掛、カーテンレール等の取替え 5. ドアノブ、戸車等の建具附属品の補修及び取替え

居 室	ドア・クローザーの補修及び調整、カーテンレール、ガスコックの取替え
ト イ レ	1. 便器の便座・便蓋、及び蝶番、換気扇（ダクトのあるものは除く。）の補修及び取替え 2. ロータンクの部品、ペーパーホルダー、扉の蝶番、錠等補修及び取替え（ただし、タンク内部の部品一式の取替えは除く。）。
電 気 設 備	1. ブザー、チャイムの補修及び取替え、インターホンの補修 2. 各種スイッチ、プレート、コンセント、グローブ、ローゼット、支持金具の補修及び取替え 3. 居室以外の照明器具（直付）の補修 4. 電球・蛍光灯等の部品の補修及び取替え 5. 換気扇（ダクトのあるものは除く。）部品の補修及び取替え
そ の 他	1. 物置の錠、棚板、水道管の保温巻（地下埋設物を除く）、各種器具類の補修及び取替え 2. 上記に例示したものその他、上記に類似する軽微な補修及び部品等の取替え（通常の使用による磨耗、経年による老朽化等）
<p>(注) 風呂の空焚による風呂釜・浴槽の取替えその他、入居者の不注意、管理不十分による損傷等については、軽微なものでも入居者負担で補修・取替えをして頂くこととなりますのでご注意ください。</p>	

共 用 部 分	
修 繕 等 の 内 容	
1. 集会場、自転車置場、児童遊園地、共同物置、共同給排水設備及び共同電気設備の上記の専用部分に準ずる補修及び取替え。 なお、外灯については、電球、カバーの補修及び取替え 2. 階段ノンスリップの補修及び取替え。 3. 集合郵便受、掲示板及び案内板の補修。 4. 共聴アンテナ、配線、部品等の補修及び取替え。 5. 共用部分の扉等の補修。 6. 花壇等の補修。 7. 囲障等の補修。 8. 車止め（パーキングブロックを除く。）及び交通標識の補修。 9. 溜枡の蓋の補修及びクサリの取替え 10. 外灯、自転車置場、遊具類の鉄部等の定期的な塗装 11. 上記項目から判断して、本学が被貸与者の共同負担とすることを適当と認めるもの。	
<p>(注)・本学又は入居者のいずれかの負担となるか疑義のあるときは、管理人にお問い合わせ下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本学負担の修繕は、その都度「修繕申立書」を管理人に提出して下さい。ただし、ガス漏れ等の緊急に対処する必要があるものは除きます。 ・入居者が補修及び取替えを行う場合の使用材料は、品質等及び施工方法等、在来と同等又はそれ以上のものとします。 	